

ID: 204

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用の許可及び変更許可
例規名 根拠条項	大河原町下水道条例 第24条第1項
例規番号	平成14年条例第10号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第24条第1項及び第25条の規定による。</p> <p>(占有)</p> <p>第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、管理者が別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>(1) 公共下水道の敷地又は排水施設の占有の目的</p> <p>(2) 公共下水道の敷地又は排水施設の占有の期間</p> <p>(3) 公共下水道の敷地又は排水施設の占有の場所</p> <p>(4) 占有物件の構造</p> <p>(5) 工事実施の方法</p> <p>(6) 工事の期間</p> <p>(7) 公共下水道の復旧の方法</p> <p>2 管理者は、前項の許可を受けた者から占有料を徴収する。</p> <p>3 前項の占有料の額及び徴収については、大河原町道路占有料条例(平成10年条例第5号)を準用する。</p> <p>(占有許可の基準)</p> <p>第25条 管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線及び令第17条の3に規定する物件(以下この条及び次条において「電線等」という。)の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。</p> <p>(1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない箇所であること。</p> <p>(2) 電線等を設置する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則として1パーセント以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない本数であること。</p> <p>(3) 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。</p> <p>(4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理のもとに行われること。</p> <p>(5) 電線等は、原則として電圧のかからないものとする。</p> <p>(6) その他公共下水道管理上支障とならないものであること。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日